

愛知きわみ看護短期大学既修得単位認定規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第1年次に入学した学生の既修得単位認定に関し、必要な事項を定める。

(既修得単位の認定の範囲)

第2条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、基礎分野科目について、15単位を超えない範囲内において修得したものとして、認定することができる。

(単位認定の申請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定申請書（別記18号様式）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第4条 既修得単位の認定にかかる審査は教務委員会が行い、教授会の議を経て認定する。

(単位の評価)

第5条 認定した授業科目の成績の評価は『認定』とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知する。また、認定した科目の担当が非常勤講師である場合は、その旨を知らせる。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。